

1 インフルエンザ(H5N1)の臨床的特徴・症例定義と対応概要

(1) 定義

A/H5N1型インフルエンザウイルスのヒトへの感染症である。

(2) 臨床的特徴

潜伏期間は概ね2～8日である。症例の初期症状の多くが、高熱と急性呼吸器症状を主とするインフルエンザ様疾患の症状を呈する。下気道症状は早期に発現し、呼吸窮迫、頻呼吸、呼吸時の異常音がよく認められ、臨床的に明らかな肺炎が多く見られる。

呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められ、急性窮迫性呼吸症候群（A R D S）の臨床症状を呈する。

死亡例は発症から平均9～10日（範囲6～30日）目に発生し、進行性の呼吸不全による死亡が多く見られる。

(3) 症例定義

① 要観察例

38°C以上の発熱及び急性呼吸器症状があり、かつ、次のア又はイのいずれかに該当する者
ア 10日以内にインフルエンザウイルス(H5N1)に感染している、若しくはその疑いがある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）、又は死亡鳥との接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同じ。）を有する者
イ 10日以内に、インフルエンザ(H5N1)患者（疑い例を含む）との接触歴を有する者

※ 保健所において、第2種感染症指定医療機関の医師等から、要観察例に関する情報が得られた場合には、当該医師等に対して当該観察例に関する事項について聴取するとともに、採取した検体の提出を求め、保健環境科学研究所においてPCR法による血清亜型H5遺伝子の検査を実施する。

② 疑似症患者

上記(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38°C以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザ(H5N1)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H5亜型が検出された者

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 培養材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液

※ 検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

※ 診断した医師は、直ちに保健所へ届出を行う。

③ 患者(確定例)

上記(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38°C以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザ(H5N1)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、インフルエンザ(H5N1)と診断された者

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 培養材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

※ 検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

※ 診断した医師は、直ちに保健所へ届出を行う。

2 各種サーベイランスの概要

※ポイント※

インフルエンザ(H5N1)対策を有効に機能させるためには、発生状況を確実に把握することが重要である。

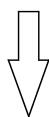
このため、流行前～流行初期(フェーズ3～5)においては、患者の早期発見、早期治療による感染拡大の防止、早期封じ込めを目的とし、また、パンデミック期(フェーズ6)においては地域的な流行状況の推移をリアルタイムに把握し、これらの情報を広く共有することで、的確な公衆衛生対策を行うための基礎的資料とする目的としてサーベイランスを実施する。

(1) 指定感染症における感染症疑い症例調査支援

1) 感染症サーベイランス(NESID)疑い症例調査支援システム

- ・積極的疫学調査として、要観察例に対する診断のための検査を支援する。
- P8～11「4診察と検査」を参照
- ・要観察例からの患者発生の早期発見に向けて、医療機関、保健所、保健環境科学研究所、国立感染症研究所、県、国等が情報共有して対応する。
- ・保健環境科学研究所及び国立感染症研究所においてウイルス検査を実施する。

医療機関 → 保健所 → 保健環境科学研究所 → 国立感染症研究所



疑似症患者 又は 患者(確定例)と判明した場合

2) 感染症発生動向調査に基づく届出

- P33～35「感染症発生動向調査(全数報告)インフルエンザ(H5N1)届出基準・様式」を参照
- ・医師からの発生届(全数報告) → 保健所(感染症サーベイランス(NESID)入力)

(2) フェーズ4以降に実施するサーベイランス

- 1) クラスターサーベイランス(フェーズ4以降) 一定の集団での発生状況調査
- 2) 症候群サーベイランス(フェーズ4以降)指定された医療機関：発熱患者数等→毎日報告
- 3) 新型インフルエンザ患者数の迅速把握サーベイランス(フェーズ6B以降)
◆→専門家会議版「II サーベイランスガイドライン」を参照